

保護者様

大田区教育委員会

9	登下校時の送迎は必要ですか。	小学生は児童の安全確保のために、保護者等の送迎は必須です。送迎にあたっては、公共交通機関をご利用ください。
10	入級を希望する場合は、どのようにすればよいですか。	自閉症・情緒障害特別支援学級は就学相談の受付期間が決まっています。受付期間内に電話で教育センターに就学相談を申し込んでください。
11	教育センターとの就学相談の際に保護者が準備するものはありますか。	入級対象（QANo.2に記載）であることが確認できる、診断書をご準備ください。
12	来年（令和7年4月）就学する児童は、入級できますか。	小学校入学後に、学校と相談のうえ、入級を検討してください。
13	来年（令和7年4月）中学校に進学する児童は、入級できますか。	令和6年の申込期限までに、大田区立小中学校に在籍している児童は、入級の対象となります。
14	大田区以外で自閉症・情緒障害特別支援学級に通っていた児童・生徒が転入した場合は入級できますか。	令和7年度の入級は、令和6年の申込期限までに、大田区立小中学校に在籍している児童・生徒を対象とします。転入時は通常の学級に在籍した後、学校と相談のうえ、入級を検討してください。
15	入級後に、通常の学級への転学（固定学級の利用をやめて、通常の学級に通うことにする）はできますか。その場合、何か手続きや基準がありますか。	障がいによる課題の改善が見られた場合は、転学による児童への負担を考えながら、通常の学級への転学等を、固定学級のある学校、住所によって定められた指定校と保護者で検討します。一人ひとりの状況を個別に検討しますので、一律の基準はありません。
16	自閉症・情緒障害特別支援学級から通常の学級への転学は、学級と同じ学校の通常の学級になりますか。それとも、学区で定められた指定校の通常の学級でしょうか。	原則として、住所によって定められた指定校の通常の学級となります。ただし、教育委員会が定める指定校変更審査基準の事由に該当し、希望校の学校施設の収容状況等に問題がない場合は、指定校変更の申請をお受けします。
17	中学校自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍した場合、進路はどのようになりますか。	通常の学級の教育課程に準じた指導内容となるため、通常の学級の生徒と同様の進学先が想定されます。
18	通学にかかる交通費の補助はありますか。	児童・生徒の通学費は特別支援学級就学奨励費の対象となります。入級後、学校を通じて申請することができます。
19	保護者向けの説明会がありますか。	令和6年6月4日（火）に嶺町小学校において、また令和6年5月28日（火）に蒲田中学校において、保護者向けの説明会をそれぞれ行います。学校を通じてご案内します。

「自閉症・情緒障害特別支援学級」設置のご案内

- 大田区立小・中学校 自閉症・情緒障害特別支援学級設置校  
 大森東小学校（大田区大森東1-29-1）  
 嶺町小学校（大田区田園調布南6-10） 令和7年4月1日開設  
 蒲田中学校（大田区蒲田1-12-5） 令和7年4月1日開設
- 対象となる児童・生徒  
 大田区立小中学校に在籍し、知的発達に遅れがなく、次のいずれかに該当する児童・生徒  
 ①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも  
 ②主として心理的な要因による選択性(場面)かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも  
 ※通常の学級での学習におおむね参加できる場合は、区立小中学校の特別支援教室（サポートルーム）における巡回指導を受けてきても、巡回指導では課題の改善が困難であること
- 概要  
 ・学級編制 1学級あたり8人  
 ・通学区域 大田区内全域  
 ※小学校は、自宅から近い設置校を教育委員会が指定します。  
 ・学習指導 通常の学級と同じ教科指導に加えて、「自立活動」（個々の児童・生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動）を指導します。  
 ・送迎 小学生は通学の安全等を考慮し、全学年保護者等の送迎が必要となります。
- 相談・入級の流れ（裏面）  
 大田区立小・中学校 通常の学級からの転学になります。 ※申込期間があります。
- 事前説明会  
 新設校では、以下の日程で事前説明会を行います。  
 <嶺町小学校>  
 ・日時：令和6年6月4日（火） ①14時～15時半 ②18時半～20時  
 ・場所：嶺町小学校体育館  
 <蒲田中学校>  
 ・日時：令和6年5月28日（火） 18時半～20時  
 ・場所：蒲田中学校グリーンワールド  
 <参加方法>  
 学務課特別支援教育担当（03-5744-1440）まで事前にお申込みください。

【問い合わせ先】

- ・制度及び説明会 学務課特別支援教育担当 (5744) 1440
- ・就学相談 教育センター就学相談担当 (5748) 1202
- ・学習及び指導内容 指導課指導主事 (5744) 1435

「自閉症・情緒障害特別支援学級」令和7年度入級に向けた相談の流れ

5月 ～ 6月頃	<p><b>在籍学校での相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者からの相談等に基づき、在籍校は校内委員会(校長・副校長・学級担任・巡回指導教員等)でお子さんの適切な学習環境について話し合います。</li> <li>区外の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍していた児童・生徒が大田区に転入した場合も、まずは通常の学級に在籍したうえで相談をしていただきます。</li> <li>新設校では、事前説明会を開催します。  <b>嶺町小学校 令和6年6月4日(火)</b>  <b>蒲田中学校 令和6年5月28日(火)</b></li> <li>説明会参加を希望される場合は学務課に電話の申し込みが必要です。  <b>03(5744)1440 ※月曜から金曜 午前9時から午後5時まで</b></li> </ul>
6月17日 ～ 6月28日 (厳守)	<p><b>就学相談(教育センター)への申し込み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者と学校間で相談し、就学相談を希望するとした場合、保護者は下記期間内に教育センターに電話で申し込みをします。  <b>※月曜から金曜 午前9時から午後5時まで</b>  <b>電話 03(5748)1202</b></li> <li>在籍校は、在籍校所見を作成します。</li> </ul>
7月 ～ 9月頃	<p><b>教育センターでの面談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者、児童・生徒の面談では、①診断書 ②発達検査の記録が必要です。</li> </ul> <p><b>行動観察</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常学級教員、特別支援学級教員、特別支援学校教員、巡回指導教員等が在籍校又は設置校で、お子さんの様子を見させていただきます。</li> </ul>
10月頃	<p><b>就学支援委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お子さんの様子や保護者の希望、在籍校所見、心理相談員所見等をもとに、医師、在籍校の代表、心理相談員、就学相談員、指導主事等の幅広い意見と検討を加え、就学先についての意見をまとめます。</li> </ul>
11月頃	<p><b>保護者への連絡・相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就学支援委員会で、まとまった意見等を在籍校から保護者へ伝えます。</li> </ul>
12月頃	<p><b>入級手続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入級が適切であると判定された場合、保護者は在籍校を通じて「入級申込書」を提出します。</li> </ul>

自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)に関するQ&A

～制度・指導内容・就学相談に関するおたずねにお答えします～

No.	質問	回答
1	「自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)」はどういう学級ですか。	知的発達に遅れがなく、自閉症又は情緒障がいがあり、特別支援教室(サポートルーム)の巡回指導では課題の改善が難しい等の児童・生徒のために、小集団(1学級8人編制)で継続的に指導を行う固定の学級です。
2	入級対象はどのような児童・生徒ですか。	知的発達に遅れがなく、次のいずれかに該当する児童・生徒です。 ① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、② 主として心理的な要因による選択性(場面)かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので
3	特別支援教室(サポートルーム)の利用が前提となりますか。	前提ではありません。自閉症や情緒障がいがあっても特別支援教室を利用できない児童・生徒も対象です。ただし、特別支援教室を利用している場合は、巡回指導では課題の改善が困難である児童・生徒が対象となります。
4	自閉症・情緒障害特別支援学級はどこに設置されていますか。	令和6年4月から大田区立大森東小学校(大田区大森東1-29-1)に設置されています。また、令和7年4月に嶺町小学校(大田区田園調布南6-10)と蒲田中学校(大田区蒲田1-12-5)に開設する予定です。 入級する場合は、在籍学校から転校することになります。
5	どのようなカリキュラムで学習するのですか。なにか特別な学習があるのですか。	基本的に通常の学級と同様の教育課程ですが、一部を障がい特性に応じた「自立活動」に替えて実施します。また、教科によっては、通常の学級の児童・生徒と一緒に「交流及び共同学習」として学習することもあります。
6	自立活動とはどのようなものですか。	個々の児童・生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。障がいの状態や心身の発達段階等に合わせて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動の一部を選んで指導します。
7	行事や校外学習などはありますか。どのように実施するのですか。	行事や校外学習(宿泊を伴うものも含む)は、通常の学級の児童・生徒と一緒に「交流及び共同学習」として行います。いずれの行事・校外学習も、在籍する児童・生徒の障がいの特性に応じ、負担のないように内容を調整した上で実施します。
8	通学区域はありますか。	通学区域は設定していませんが、小学校は2校のうち、住所地から直近の学校を教育委員会が指定します。 中学校は1校のみの設置となりますので、通学区域は区内全域となります。